



長野県報

1月7日(木)
平成28年
(2016年)
第2737号

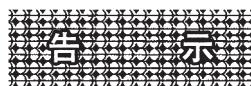
目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（地域振興課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公 告

総合評価一般競争入札（財産活用課）	6
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働課）	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（3件）（産業政策課サービス産業振興室）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	10
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（契約・検査課）	13
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	13
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出（企業局）	14
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	14
正誤（こども・家庭課）	14



長野県告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

伊那中央行政組合

2 事業の種類

伊那中央病院駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県伊那市御園及び山寺地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

伊那中央病院駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である伊那中央行政組合は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

伊那中央病院（以下「当病院」という。）は、医療法第31条に定める公的医療機関として平成15年4月に開院した。当病院は、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、中川村からなる上伊那二次医療圏の中核的な役割を担う病院として位置付けられ、圏域住民を対象に、病気の急性期における診療を中心とした医療活動を行うとともに、平成25年度には、救命救急センター、研修センター、がん連携施設、地域医療連携施設等が入る新棟を建設するなど、病院機能の強化に努めてきた。

当病院は、中心市街地から2キロ以上離れた西部段丘上に位置しているため、当病院への交通手段は自家用車が大部分を占めている。このような地理的事情を考慮して、当病院は、開院当初に来院者及び職員・清掃業者等の従業者（以下「職員等」という。）の駐車場として987台分のスペースを整備した。

しかし、その後、当病院が地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院等地域の中核病院としての機能強化に努めた結果、開院当初に比べ当病院の職員等が増加するとともに、年間患者数も入院患者、外来患者とともに増加したため、平成23年頃から駐車場が満車になる日が出現するようになった。そのため、駐車場に駐車できない車両が、当病院内の通路及び市道に滞留し渋滞を招いたり、駐車区画以外の歩道などに

駐車したりして、来院者に多大な不便を生じさせているとともに、交通整理や苦情対応で職員の本来業務にも影響を与えている。

本件事業は、このような状況に対処するため、当病院の隣接地を新たに取得して、駐車場の整備を図るものである。

本件事業の施行により、慢性的な駐車場不足が解消され、来院者及び職員等の利便性の向上と安全確保を図ることができ、来院者や地域住民への医療サービスの充実が期待される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地周辺は農地のため、民家がなく、駐車場整備による生活環境への影響は小さいと認められる。

また、当病院は、周辺農地に悪影響を与えないよう、農地の日照を損なう建物は建設しないとともに、雨水調整池を設置することで農業用水路に敷地内の排水が流れないよう配慮している。

なお、起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は、見受けられない。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、来院者の利便性など、社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に検討した結果、適切であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在駐車場に駐車できない車両が当病院内の通路及び市道に滞留し渋滞を招くなどして、来院者に多大な不便を生じさせている。

また、地域住民からの要望が強い健診センターの移転拡充等を実施するため、平成29年秋までに健診センター、訪問看護ステーション、放射線関連施設等が入る北棟を現在の敷地内に増築する計画があり、上伊那地域全域からの来院者等の更なる増加が予想される。

なお、北棟建設予定地には夜勤者駐車場、公用車車庫等があり、北棟建設に伴いこれらの駐車場が減少するため、北棟建設工事着工予定の平成28年8月までに新たな駐車場の整備が必要となっている。

以上のことから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業の起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必

要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
伊那市役所健康推進課

地域振興課

長野県告示第2号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字中洲字扇平863・864の2・864のイ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第3号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
茅野市北山字多々羅沢本道3415の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第4号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2872の2から2872の4まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2897、2898
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第5号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡小谷村大字中土18933・18934・18938・18940（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、18935から18937まで、18939、18942、字押上197の1から197の7まで、字滝ノ沢出戸477・478・480の8・480の9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、474、475、476の1、476のイ、480の1から480の3まで、480の10から480の14まで、481の3から481の7まで、字滝ノ沢510の1、510のロ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第6号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯山市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第7号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第8号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除予定保安林の所在場所

佐久市前山字洞源1361の48（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1361の52・1361の54（以上2筆国有林）

- 2 指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第9号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除予定保安林の所在場所

木曾郡木祖村大字小木曾5440の2・5440の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第10号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成27年12月25日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
(有)信濃東部自動車学校	長野市平林1-34-24	長野第一自動車学校 長野市平林1-34-24

会計課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年1月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成28年1月7日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那生田飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市境1224番の1地先から 伊那市境1670番の1地先まで	旧	m 6.0~6.0	km 0.5398
同 上	新	16.0~27.0	0.5398

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市中央4903番の1地先から 伊那市中央4902番の1地先まで	旧	m 15.5~19.0	km 0.0210
同 上	新	16.5~19.0	0.0210

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 吹上北殿線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡南箕輪村大泉2305番の4地先から 上伊那郡南箕輪村大泉2226番の1地先まで	旧	m 5.0~9.0	km 0.3080
同 上	新	5.0~9.0	0.3080

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年1月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成28年1月7日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1(1) 路線名 伊那生田飯田線

(2) 供用を開始する区間

伊那市境1224番の1地先から

伊那市境1670番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年1月7日

2(1) 路線名 伊那辰野停車場線

(2) 供用を開始する区間

伊那市中央4903番の1地先から

伊那市中央4902番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年1月7日

3(1) 路線名 吹上北殿線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡南箕輪村大泉2305番の4地先から

上伊那郡南箕輪村大泉2226番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年1月7日

道路管理課